

鈴鹿市上下水道局告示第7号

鈴鹿市水道工事発注基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月1日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

鈴鹿市水道工事発注基準（平成10年鈴鹿市水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 発注基準			1 発注基準		
(1) 略			(1) 略		
(2) 設計金額が130万円を超える水道工事の発注基準は、次の表のとおりとする。			(2) 設計金額が130万円を超える水道工事の発注基準は、次の表のとおりとする。		
等級		水道工事の設計金額	等級		水道工事の設計金額
本店	A	1,000万円以上	本店	A	1,000万円以上
	B	130万円を超え3,000万円未満		B	130万円を超え3,000万円未満
	C	130万円を超え <u>1,000万円</u> 未満		C	130万円を超え <u>500万円</u> 未満
支店	A	10,000万円以上	支店	A	10,000万円以上
(3) 略			(3) 略		

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鈴鹿市水道工事発注基準は、この告示の施行の日以後に入札の公告をする水道工事について適用し、同日前に入札の公告をした水道工事については、なお従前の例による。